

第 844 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 22 日開催

紫波町農業委員会

第 844 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 844 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 4 月 22 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 6 年 4 月 22 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 23 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 事務局職員の人事の発令について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について

日程第 8 議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について

4 出席委員 (10 名)

3 番 大沼仁志 君 4 番 鈴木芳勝 君 5 番 山田 讓 君

6 番 佐藤武士 君 7 番 菅川 正 君 8 番 高橋伸夫 君

9 番 横沢一則 君 10 番 佐藤廣志 君 11 番 工藤姫子 君

12 番 岡市充司 君

5 欠席委員 (2 名)

1 番 蒲生庄平 君 2 番 若菜千穂 君

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

事務局次長 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 844 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

4月になりまして今年度最初の農業委員会議になります。この時期は体制の変更や人事の異動など環境の変化がある時期です。農業委員会も同様に工藤事務局次長が一身上の都合により退職し、新たに高田局長が着任し、これまでの局長は役職定年ということで事務局次長に異動になりました。また事務員の笹本さんが退職し、以前いらした浦田さんが再び事務を担当していただきます。詳しい人事異動は事務局から報告があります。

今年の農作業も本格化してまいりました。桜の開花が平年に比べて1週間早くなりましたが、去年は2週間も早く咲いたので少し遅いような気がします。そして黄砂が降ったり急に寒くなったりと春らしい天候が続いています。ぜひ天候に恵まれた穏やかな一年であってほしいと思います。

それでは本日の総会審議よろしくお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、1番 蒲生庄平委員、2番 若菜千穂委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において9番 横沢一則委員、10番 佐藤廣志委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長(岡市充司君)

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 22 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 事務局職員の人事の発令について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

最初に議案の訂正をお願いします。2 ページ 1 の職名、行政嘱託員を行政事務員に訂正願います。それでは報告いたします。

報告第 1 号、事務局職員の人事の発令について紫波町農業委員会事務局職員の人事異動を専決により発令したのでご報告いたします。

(議案書朗読)

報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 17 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

(議案書朗読)

続きまして報告第 3 号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について届出が 2 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

(議案書朗読)

○議長(岡市充司君)

以上で報告を終結いたします。

○議長(岡市充司君)

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案 8 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、4月17日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、農用地利用集積計画による利用権設定の契約期間が満了となったため、今後10年間の契約更新を行うものです。両者の契約内容が賃借料を10年分一括で支払うことにしているため、中間管理事業での契約をしなかったものです。当該農地はリンゴの作付けをしている農地であり、リンゴの栽培のために借り受けた農地です。借受者は滝沢市から通作しており、作業の一部は委託をしながら適正に管理されていることから問題がないと判断いたしました。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案9ページをご覧ください。

議案第2号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。本案件は更新1件になります。

(議案書朗読)

以上の案件につきましては、4月17日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第18条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は4月25日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番(菅川正君)

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、昨年まで当該農地を耕作していた方が更新をする案件であります。借受者が高齢のため長期契約が難しいということで1年ごとに契約をするものです。これまで同様、良好な耕作管理がされるものと見込まれ問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長(岡市充司君)

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案10ページになります。

議案第3号、農用地利用集積計画(所有権移転)に対する意見の決定についてご説明いたします。農地法関係調査資料3ページからを併せてご覧ください。今回の案件は7件です。

(議案書朗読)

本案件につきましては、4月17日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は4月25日に公告予定です。本会のご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番の当該農地は、譲受人所有の農地と隣接しており、規模拡大のため農地を購入するものです。譲受人は農機具一式を所有している認定農業者であり、問題がないと思われます。

付議番号2番は、農地の所有者が離農するため、今まで耕作を依頼されていた方が農地を買い受けるものです。譲受人は農機具一式を所有している認定農業者であり、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号3番、4番、5番、7番はいずれも組田を解消するものであります。農地の譲受人は現在の耕作者が買い受けるものであり、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号6番の農地は、もち種子を作付けしている農地であり、耕作作物が限られているため、組合員である若手の担い手に農地の購入を依頼したものです。譲受人は、組合の担い手となる認定農業者であり、耕作管理は問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設

定)の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案第4号、農用地利用集積計画(一括方式による農地中間管理権設定)の承認についてご説明します。今回は新規1件、相対の契約から農地中間管理事業を利用した契約に変更するものが21件です。

(議案書朗読)

本案件につきましては、4月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は4月25日に公告予定です。本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番(菅川正君)

議案第4号 農用地利用集積計画(一括方式による農地中間管理権設定)の承認について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、相続で農地を取得した所有者が耕作できないため、近隣の認定農業者である借受人に耕作を依頼したものです。借受人は農機具一式を所有している認定農業者であるため、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号2番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。以上が審議経過です。

○議長(岡市充司君)

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農用地利用集積計画(一括方式による農地中間管理権設定)の承認については、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第8 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題

といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、をご説明します。議案 21 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 10 ページからとなります。申請件数は 5 件です。

（議案書朗読）

以上 5 案件につきまして 4 月 17 日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5 番委員。

○5 番（山田譲君）

議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、さる 4 月 17 日に吉田夏生推進委員、山田英夫推進委員、事務局と現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号 1 番から 5 番まで、事務局が説明した通りの経緯があり、長年農地以外のものとして使用してきており、農地への復元は不可能であると見てまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第 6 号、農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明し

ます。議案 23 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 15 ページからとなります。申請件数は 2 件です。内訳は所有権移転が 1 件、賃貸借によるものが 1 件となります。

(議案書朗読)

以上 2 案件につきまして 4 月 17 日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5 番委員。

○5 番(山田譲君)

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、4 月 17 日吉田夏生推進委員、山田英夫推進委員、事務局と現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号 1 番は、周辺はすでに住宅地であり、現状見る限り畑としての利用はできない土地であると見てまいりました。

付議番号 2 番は、公共道路に面しており、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上になります。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長(藤根あけみ君)

議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、ご説明いたします。議案 24 ページをご覧ください。

(議案書朗読)

本案件につきまして、農政小委員会でご審議いただいております。農政小委員長のご報

告によりご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会において審議しておりますので、横沢農政小委員長より審議の経過について報告をお願いします。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 7 号、遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、農政小委員会の審議経過についてご報告いたします。

1 番については、数年前まで草刈り管理されていましたが、周囲が山林でありイノシシなどが頻繁に出没する場所です。周辺の農業者に耕作の打診をしたものの引き受け手がなく、営農継続の見込みがないと判断しました。

2 番から 8 番は、所有者等からの依頼があり調査したところ、山間の傾斜地や不整形地で、すでに山林化し再生不能であることを調査委員から報告を受けたものです。

農政小委員会では、当該農地について非農地判定をし、地目変更することが土地の適正利用として妥当であると判断いたしました。

以上が農政小委員会の報告となります。

○議長（岡市充司君）

横沢農政小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 844 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 23 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員